

川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎町の関係人口の増加を目指し、川崎町内へ移住を希望する個人及び川崎町への進出を希望する法人に対し町が行う川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス（以下「施設」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることにより、適正な運営を図ることを目的とする。

(施設の名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、以下のとおりとする。

名称 川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス「ENGAWA」

位置 川崎町大字前川字裏丁163番地1

(利用対象者)

第3条 施設の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 川崎町へ移住する意向を持つみやぎ川崎SPRINGの町外会員が利用者代表として申請者となり、川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス利用申請書（様式第1号）に記載した利用予定者。
- (2) 川崎町内に事業所を有しておらず、川崎町内への進出を検討している法人。
- (3) 川崎町暴力団排除条例（平成24年9月13日川崎町条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者。
- (4) 各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた者。

(利用期間)

第4条 施設を利用できる期間は1日から10日までの連続した期間とする。

(利用回数)

第5条 施設を利用できる回数は1利用対象者につき、1回までとする。

(利用料)

第6条 施設の利用料（光熱水費、燃料代、備付消耗品を含む）は、無料とする。

(利用申請)

第7条 施設を利用しようとする者は、利用する日の60日前から、7日前までに町長に川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス利用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 町長は、前条に規定する利用申請書を受理したときは、申請内容を審査し、可否について川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス利用申請結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により、利用の決定をした場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(利用の変更)

第9条 前条の規定により施設の利用の決定を受けた者が、決定を受けた内容を変更し

ようとするときは、あらかじめ町長に川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス利用変更許可申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更許可申請書を受理したときは、変更申請に係る内容を審査し、可否について川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス利用変更申請結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（遵守事項）

第10条 施設利用者は、この要綱、川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス利用要領及び施設の利用に関し町長が定める事項を遵守しなければならない。

（禁止事項）

第11条 施設利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス利用申請書（様式第1号）に記載された以外の者を宿泊させること。
- (2) 近隣に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) その他川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィスの運営趣旨から逸脱する行為をすること。

（決定の取消し）

第12条 町長は、施設利用者が前条の規定に反する行為があったと認めるときは、川崎町お試し移住施設兼お試しサテライトオフィス利用取消通知書（様式第5号）により利用の決定を取り消すものとする。

（損害の賠償）

第13条 施設利用者は、施設の建物、設備及び附属品を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（事業の中止）

第14条 町長は、災害その他のやむを得ない理由により施設の運営が困難であると認めるときは、事業を中止することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。